

議第108号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について

1. 施設の名称

下呂市御嶽山五の池小屋

2. 指定管理者となる団体の名称

岐阜県下呂市小坂町長瀬100番地5

合同会社マウントブルー 代表社員 市川 典司

3. 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年）

4. 指定管理料

0円

5. 指定管理者の募集方法

下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項ただし書きに基づき特定指名による選定をしました。

6. 指定管理者の選定理由

御嶽山五の池小屋は、観光資源の充実と市民及び登山者の便宜を図るとともに、緊急時における生命の安全に資するために設置されたものです。

施設は自然環境の厳しい状況にありながら、指定管理者が出版社・報道機関への宣伝や写真提供等を行い、御嶽山の魅力度アップに貢献しています。また、多くの知識や技術を有しており山岳救助隊にも入隊し、遭難者の捜索・負傷者の救助等積極的に協力するなど、当施設の設立目的達成のために貢献しています。

上記の事由から、御嶽山を熟知し登山技術等に精通した合同会社マウントブルーを公募によらず特定指名するものです。

7. 指定管理者の行う業務の内容

御嶽山五の池小屋の施設管理と運営

天災時緊急事態が発生した場合、登山者の安全確保と避難誘導

8. 指定管理施設の概要

厨房、食堂、事務室、宿泊室、倉庫



議第112号 下呂市観光交流センターの指定管理者の指定について

1. 施設の名称

下呂市観光交流センター

2. 指定管理者となる団体の名称

岐阜県下呂市森922番地6

一般社団法人下呂温泉観光協会 代表理事 滝 康洋

3. 指定の期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年）

4. 指定管理料

19,000,000円（年額）

5. 指定管理者の募集方法

下呂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項ただし書きに基づき特定指名による選定をしました。

6. 指定管理者の選定理由

本施設は下呂市の観光振興における重要な拠点であることから、指定管理者には蓄積した経験と豊富な知見が求められます。

下呂市と密接に連携して観光振興事業を展開する（一社）下呂温泉観光協会が、自らの事業と一体的に行うことで、施設の効用が最大限に発揮されます。

また、下呂市の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条第3項の規定からも、現に施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できるときに該当するものと解釈しております。

令和5年5月には新型コロナが5類感染症に分類されて以来、DMOのネットワーク機能を活かし、地域観光の発信拠点としてイベントの開催や特別展の開催など、施設の目的に沿った事業が本格化しつつあります。

上記の事由から、令和4年4月の供用開始以来1年8カ月の運営実績を踏まえた上で公募によらず（一社）下呂温泉観光協会を特定指名するものです。

7. 指定管理者の行う業務の内容

- ① 総合観光案内及び館内案内の業務に関する事。
- ② 展示資料等の維持管理及び更新に関する事。
- ③ 施設の使用管理に関する事。
- ④ 施設の運営事務に関する事。

- ㊦ 災害における避難者への対応に関すること。
- ㊦ その他施設の運営に関すること。

## 8. 指定管理施設の概要

観光案内所、事務室、交流室、情報展示施設、トイレ（男・女、多目的）、授乳室、倉庫棟、広場、温泉塔、名板、銅像、常夜燈



下呂市観光交流センター「湯めぐり館」における小坂・馬瀬特別展の告知看板(令和5年10月22日から11月末)



下呂市観光交流センター「湯めぐり館」における小坂・馬瀬特別展展示の様子(令和5年10月22日から11月末)



下呂市観光交流センター「湯めぐり館」敷地内での、小坂・馬瀬の物販の様子(令和5年11月25日・26日)



下呂市観光交流センター「湯めぐり館」前広場にて、下呂温泉まつりにおける、地元郷土芸能の披露(令和5年8月2日)

産業経済常任委員会

実施月日 令和5年12月15日

担当課 上下水道部 水道課

## 水道料金の改定について（議第123号）

### 1、水道料金改定の市民周知について

#### (1) 市民説明会の開催

令和5年9月19日（火）から10月3日（火）までの間、市内5か所で市民説明会を開催。説明会の開催結果については、以下のとおり。

開催日	開催場所	参加者数	主な質問・意見等
9月19日	小坂 きこり センター	2名	<ul style="list-style-type: none"><li>・合併の時ではなくなぜ今、市内統一するのか。</li><li>・大口径は値上げが大きく、段階的にはできないのか。</li><li>・簡水の落合浄水場と上水の下呂浄水場は同じ施設とは思えない。なぜ、上水の口径別料金設定を簡水区域にも適用するのか。</li><li>・機械設備が上水と簡水との差を感じる、料金統一後は簡水の設備導入を。</li><li>・下呂浄水場には自家発電機がある。各施設に整備できないか。</li></ul>
9月21日	萩原 星雲会館	0名	
9月26日	下呂 市民会館	2名	<ul style="list-style-type: none"><li>・下水道料金の改定は予定されているのか。</li><li>・簡水は、一つにまとめることはできないのか。</li><li>・上水区域と簡水区域ではどちらの老朽化が進んでいるのか。</li><li>・人口減少が進めば次の料金改定が早くなるのか。</li><li>・学校、プール施設（大口径）への影響は。</li></ul>
9月28日	金山 市民会館	16名	<ul style="list-style-type: none"><li>・既設水道管570kmの布設年度は把握しているのか。</li><li>・改定率の5%の根拠は。</li><li>・上水と簡水の料金設定は、合併前から違うのか。</li></ul>
10月3日	馬瀬中央 公民館	6名	<ul style="list-style-type: none"><li>・上水と簡水の人口の比率は。</li><li>・合併後年数が経過しているが、統一できなかった理由は。</li><li>・馬瀬も漏水が多いのか。</li><li>・水道の施設管理は委託に出しているのか。</li></ul>

※ サークル、団体等への出前説明会については、現在のところ申し込みなし。

#### (2) 事業所への周知

水道料金が改定前と比較し大きく増加が予想される事業所へ、料金を試算したお知らせを送付。送付事業所89件（公共施設を除く）

#### (3) 各地域自治会連合会での説明

9月22日（金）から10月20日（金）までの間、4地域の自治会連合会において水道料金改定について説明。

(4) その他の周知等

- ① 水道、下水道事業の現状についての周知
  - ・市ホームページ：水道だより3回（6月から8月）  
下水道だより3回（9月から11月）
  - ・パンフレット：「知っておいでるかな？下呂市の水道」広報げろ9号に綴じこみ
  - ・広報げろ11月号：特集「子や孫に届けたい 暮らしと水」
- ② 今後の周知予定
  - ・広報げろ、ホームページ、市民メールによる周知
  - ・検針票のお知らせ欄による周知

3、添付資料

- (1) 水道料金の改定について（市民説明会資料）

# 水道料金の改定について



1

下呂市役所 上下水道部 水道課

# 下呂市の水道

下呂市では旧下呂町の下呂地域（東上田～少ヶ野）に給水している上水道（※）と、それ以外に給水している23の簡易水道等（※）により、ほぼ市内全域に水道水を供給しています。



上水道の東上田浄水場



簡易水道の一つである萩原簡易水道の浄水場

※上水道・簡易水道等の違いは、法律上、計画給水人口5,000人を境に名前が変わるためです。“簡易”とついていますが、手軽で簡単な設備ではなく、上水道と替わらない設備により給水しています。



# 下呂市の水道料金

水道事業は、利用者の皆様からいただいた水道料金で運営していますが、上水道と簡水等では料金が異なります。

1ヶ月あたりの水道料金（口径13mm、税抜き）

上水道・・・基本料金(10<sup>m</sup>まで) **1,067円+超過料金110円/m<sup>3</sup>**

13mmより上は基本料金が異なる口径別基本料金制を採用。

(20mm、3,200円 ～ 75mm、87,572円)

簡水等・・・基本料金(10<sup>m</sup>まで) **1,429円+超過料金124円/m<sup>3</sup>**

口径の大小に関係なく基本料金は一律。



# 下呂市の水道の課題

## 管路の老朽化

市内に敷設された水道本管は約570km。

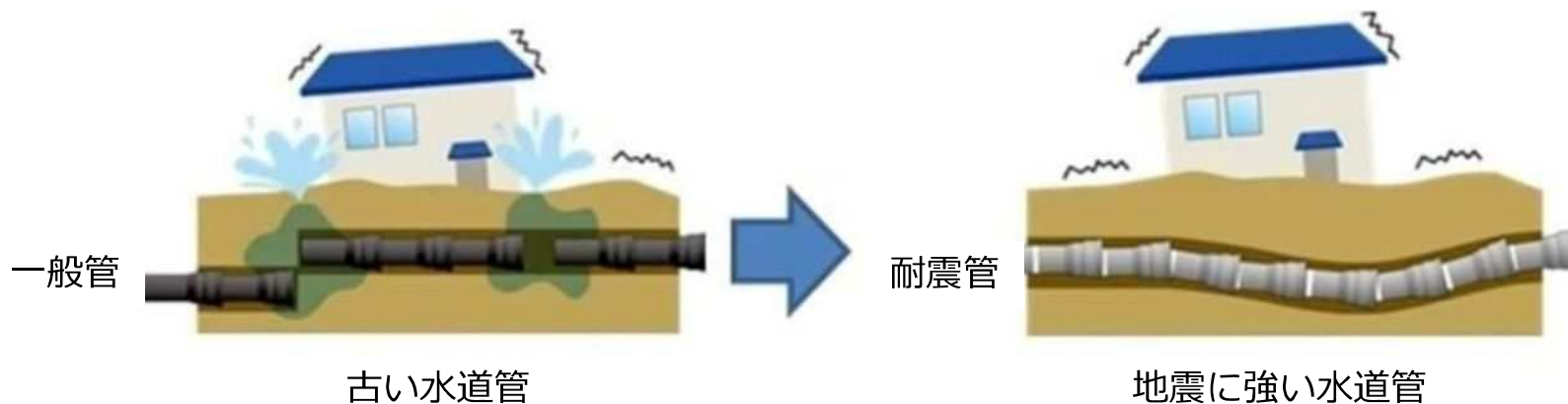
法定耐用年数（40年）を経過した管路は約54km（9.5%）。

50年以上前の水道管（鋳鉄管）内部（管洗浄会社のホームページより引用）



古い管は耐震性が低く、大きな地震の揺れには耐えられないため、被害の拡大と長期化が懸念されます。

4



# 下呂市の水道の課題

## 管路の老朽化

市内の水道管では、毎月のように漏水が起きています。

漏水の発生件数はR元年度105件、R2年度137件、R3年度128件、R4年度170件。

多くは各家庭への引込管での漏水ですが、本管でも年15～20件発生し、急な断水や水の濁りなどでご迷惑をおかけしています。

5



漏水により道路に吹き出した水  
(金山町中津原地内)



割れた塩ビ管 (萩原町古関地内)



空気弁破損による漏水 (和川地内)

# 下呂市の水道の課題

## 機器等の更新

市内水道施設は、水源や地形の面から小規模施設が多く、統廃合できる施設はほとんどないため、主要施設と施設内の機器、設備は今後も全て維持していく必要があります。

主要施設と施設内にある機器、設備の一例

水源（39ヶ所）：取水ポンプ、送水ポンプ等

浄水場（29ヶ所）：浄水設備、流入弁、流量計、濁度計、水位計等

配水池（58ヶ所）：水位計、流量計、テレメータ装置等

施設内には、大きなポンプから小さな計器など様々な機器、設備があります。それらは、どれ一つ欠けても安心安全な水を届けるのに支障をきたします。

水を作りながらの作業のため、毎年十数台ずつ順番に更新を続けています。



更新した送水ポンプ（萩原町野上浄水場）

# 課題解決のため

老朽化した管路や機器、設備の更新のため**料金総額で約5%増やす水道料金の改定**を計画しました。

改定にあたっては、次の3つの方針をたてました。

① 水道は生活するうえで最低限かつ必須の設備であり、価格の面からも公衆衛生の面からも市内全域に平均的なものを提供すべきという観点から、**水道料金は市内統一**します。基本水量も併せて統一します。



② 高齢独居など基本水量以下の方の負担軽減のため、一般家庭の多くが利用しているメーター**口径13mmの基本料金を下げます**。また現在、上水道で採用している口径別基本料金とし、13mmの基本料金を基準に口径別の断面積比に応じて設定します。

③ 現在の水道料金総収入における上水道と簡易水道の負担割合や、使用水量の大小による**負担割合を大きく変えない**ようにします。



# 料金改定（案）

上水道の現在の料金と改定（案）との比較（黒字が現状、赤字が改定（案））

メーター 口径	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m <sup>3</sup> 、税抜き)	月使用量 (m <sup>3</sup> )	超過料金 (円/m <sup>3</sup> 、税抜き)
13mm	<b>10</b> 10	<b>1,000</b> 1,067	110	<b>0~10</b>	—
20mm	<b>10</b> 20	<b>2,400</b> 3,200		<b>11~80</b>	<b>156</b>
25mm	<b>10</b> 0	<b>3,700</b> 5,629		<b>81~500</b>	<b>120</b>
30mm	<b>10</b> 0	<b>5,300</b> 9,124		<b>501~1,000</b>	<b>116</b>
40mm	<b>10</b> 0	<b>9,500</b> 17,086		<b>1,001~</b>	<b>112</b>
50mm	<b>10</b> 0	<b>14,800</b> 32,134			
75mm	<b>10</b> 0	<b>33,300</b> 87,572			

8





# 料金改定（案）

簡易水道の現在の料金と改定（案）との比較（黒字が現状、赤字が改定（案））

メーター 口径	基本水量 (m <sup>3</sup> )	基本料金 (円、税抜き)	超過料金 (円/m <sup>3</sup> 、税抜き)	月使用量 (m <sup>3</sup> )	超過料金 (円/m <sup>3</sup> 、税抜き)
13mm	<b>10</b> 10	<b>1,000</b> 1,429	124	<b>0~10</b>	—
20mm	<b>10</b> 10	<b>2,400</b> 1,429		<b>11~80</b>	<b>156</b>
25mm	<b>10</b> 10	<b>3,700</b> 1,429		<b>81~500</b>	<b>120</b>
30mm	<b>10</b> 10	<b>5,300</b> 1,429		<b>501~1,000</b>	<b>116</b>
40mm	<b>10</b> 10	<b>9,500</b> 1,429		<b>1,001~</b>	<b>112</b>
50mm	<b>10</b> 10	<b>14,800</b> 1,429			
75mm	<b>10</b> 10	<b>33,300</b> 1,429			

# 料金改定（案）

下呂市の一般家庭の平均使用水量は約20m<sup>3</sup>/月。1世帯当たり人員は約2.5人ですので1人当たり8m<sup>3</sup>/月使っていることとなります。  
（口径13mm、税込み）

月の使用量	8m <sup>3</sup> 使用の場合	16m <sup>3</sup> 使用の場合	24m <sup>3</sup> 使用の場合	32m <sup>3</sup> 使用の場合
イメージ				
現在の料金	上水道 1,173円 簡水等 1,571円	上水道 1,899円 簡水等 2,390円	上水道 2,867円 簡水等 3,481円	上水道 3,835円 簡水等 4,572円
改定後料金 と差額	<b>1,100円</b> 上水道 - 73円 簡水等 - 471円	<b>2,130円</b> 上水道 + 231円 簡水等 - 260円	<b>3,502円</b> 上水道 + 635円 簡水等 + 21円	<b>4,875円</b> 上水道 + 1,040円 簡水等 + 303円

改定後の水道料金は、右のQRコードを読み取り、必要項目を入力すると計算できます。









# 料金改定（案）

近隣自治体等との比較。

自治体名	使用水量（口径13mm、1ヶ月あたり、税込み）			
	8 m <sup>3</sup>	16m <sup>3</sup>	24m <sup>3</sup>	32m <sup>3</sup>
高山市	902円	2,046円	3,476円	5,192円
飛騨市	1,100円	2,156円	3,696円	5,368円
郡上市	1,320円	2,112円	3,168円	4,224円
中津川市	2,024円	2,926円	4,004円	5,192円
<b>下呂市（改定案）</b>	<b>1,100円</b>	<b>2,130円</b>	<b>3,502円</b>	<b>4,875円</b>
下呂市（現上水道）	1,173円	1,899円	2,867円	3,835円
下呂市（現簡水等）	1,571円	2,390円	3,481円	4,572円

# 料金改定（案）




口径別基本料金の採用により、20mm以上の口径では増減が大きくなります。

口径	13mm	20mm	25mm	30mm
イメージ				
現在の上水基本料金	1,173円	3,520円	6,191円	10,036円
現在の簡水基本料金	1,571円			
<b>改定後の基本料金</b>	<b>1,100円</b>	<b>2,640円</b>	<b>4,070円</b>	<b>5,830円</b>
差額	上水 - 73円 簡水 - 471円	上水 - 880円 簡水 + 1,069円	上水 - 2,121円 簡水 + 2,499円	上水 - 4,206円 簡水 + 4,259円

(1ヶ月あたりの基本料金。税込み)

# 料金改定（案）

口径別基本料金の採用により、20mm以上の口径では増減が大きくなります。

口径	40mm	50mm	75mm
イメージ			
現在の上下水基本料金	18,794円	35,347円	96,329円
現在の簡水基本料金	1,571円		
<b>改定後の基本料金</b>	<b>10,450円</b>	<b>16,280円</b>	<b>36,630円</b>
差額	上水 <b>-8,344円</b> 簡水 <b>+8,879円</b>	上水 <b>-19,067円</b> 簡水 <b>+14,709円</b>	上水 <b>-59,699円</b> 簡水 <b>+35,059円</b>

(1ヶ月あたりの基本料金。税込み)

# 料金改定（案）

近隣自治体等との基本料金の比較。

（単位：円、1ヶ月あたり、税込み）

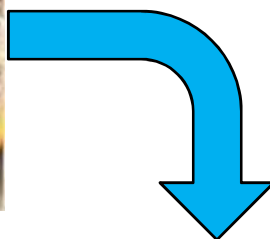
自治体名	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
高山市	550	990	1,430	2,420	3,630	7,700	15,950
飛騨市	1,100	1,100	1,573	2,684	2,992	6,952	10,956
郡上市	1,320	1,320	3,300	5,280	9,900	16,500	—
中津川市	1,320	1,870	5,720	9,020	16,830	26,070	63,690
<b>下呂市（改定案）</b>	<b>1,100</b>	<b>2,640</b>	<b>4,070</b>	<b>5,830</b>	<b>10,450</b>	<b>16,280</b>	<b>36,630</b>
下呂市（現上水道）	1,173	3,520	6,191	10,036	18,794	35,347	96,329
下呂市（現簡水等）	1,571						

# 施設の耐震化等を進めます。

市内の水道管すべてを耐震化するには費用も時間もかかるため、優先的に取り組む箇所として、大きな地震が起きても給水を確保するための施設（給水拠点）を市内数箇所選定し、そこまでの耐震化を進めます（計画施工延長約43km）。



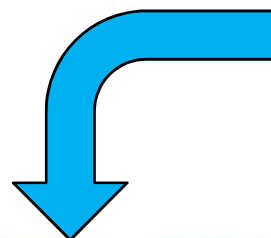
古い水道管（鋳鉄管）の内部



内面サビ防止と抜き防止機能のある鋳鉄管



無理な力が加わり割れた塩ビ管



耐震性等に優れたポリエチレン管

# 加入負担金も改定します。

新たに水道を引き込む場合に、個人で施工される工事費とは別に下呂市に納めていただいている水道加入負担金も改定します。

現在の水道加入負担金額（単位：円、税込み）

メーター口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
上水道区域	22,000	55,000	99,000	154,000	308,000	561,000	1,540,000
簡易水道区域	220,000	242,000	330,000	396,000	693,000	924,000	1,650,000



改定後の水道加入負担金額（税込み）

メーター口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
<b>下呂市全域</b>	<b>22,000</b>	<b>55,000</b>	<b>99,000</b>	<b>154,000</b>	<b>308,000</b>	<b>561,000</b>	<b>1,540,000</b>

# 料金改定スケジュール（案）

下呂市では上下水道事業の重要事項を審議していただく機関として上下水道運営委員会を設置しています(委員は13名。学識経験者1名と各地域から選出した一般市民12名)。

料金改定については令和3年度から同委員会にて審議いただいたうえで、今回の説明会の運びとなったものです。

令和5年9月～ 市民等説明会



令和5年12月 下呂市議会定例会に水道料金等改定条例案上程



**令和6年4月 水道料金改定(4月検針分から)、加入分担金改定**



# 最後に・・・

生活になくてはならない水道を守り続けるために、  
また水道設備の維持や更新の負担を将来世代に先送りしないために、水道料金の改定を計画しました。



**安全な水を、安定的に使い続けるため、  
ご理解をお願いします。**